

新型コロナウイルス感染症に伴う支援があります

自分も対象になるかな？と思ったら、ぜひお問い合わせください！

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険料(税)の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民健康保険または後期高齢者医療保険の保険料(税)の納付が困難な世帯は、申請により令和2年度の保険料(税)を減免できる場合があります。

全額免除 となる方

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、
または重篤な傷病を負った世帯の方

一部免除 (減額) となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①～③の全てにあてはまる世帯の方

- ①主たる生計維持者の令和2年中の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの収入が、令和元年と比べて30%以上減少する見込みであること。
- ②主たる生計維持者の、令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- ③主たる生計維持者の、令和元年比30%以上の減収見込みの収入にかかる所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

※減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額が0円以下の場合は減免ができません。

新型コロナウイルス感染症の感染者を対象とした傷病手当金の支給

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入し、勤め先から給与の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症の感染等による療養のために労務に服することができず、その間の給与の支払いが受けられない場合、傷病手当金を支給しています。

対象となる方

次の①～③の全てにあてはまる方

- ①牛久市の国民健康保険、または後期高齢者医療保険に加入していること
- ②雇用されており給与等の支払いを受けていること
- ③新型コロナウイルス感染症に感染(発熱等の症状があり感染が疑われる場合も含む)し、療養のため労務に服することができないこと

支給対象日数

労務不能となって休み始めた日から、連続した3日間は待期期間(有給休暇、公休日、祝日を含む)となり、4日目以降の就業できなかった日が給付の対象となります。

支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$$

※1日当たりの支給額には上限があります。

※給与等の一部を受け取ることができる場合は、傷病手当金と給与等の差額が支給されます。

適用期間

支給開始日(3日を経過した日)が令和2年1月1日～令和3年3月31日の間にある場合に適用。
ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6カ月まで。

問い合わせ
はこちら

医療年金課◆国民健康保険について…☎内線1724～1727
◆後期高齢者医療保険について…☎内線1721、1722
茨城県後期高齢者医療広域連合☎029-309-1213

保険料(税)減免、傷病手当金
について詳細は市ホーム
ページをご確認ください。

